

**対象期間 令和5年10月1日～令和6年3月31日**

**対象事業（医療機関向け）**

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
<p><b>（1）新型コロナウイルス感染症対策事業</b></p>	<p><b>病床確保料</b></p>	<p>「病床確保料の対象となる病床等について」（令和5年9月26日 神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長）による「病床確保料対象病床」を有する者</p>	<p>医療危機対策本部室 医療機関調整班 <b>045-285-0715</b></p>
<p><b>（2）新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業</b></p>	<p><b>院内感染が発生した医療機関の病床確保料</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がある医療機関であって、G-MISに入院受入状況等を確実に入力する医療機関</p>	<p>医療危機対策本部室 管理グループ <b>045-285-0646</b></p>

令和5年10月以降の病床確保料については、対象期間が感染拡大期に限定され、単価（上限額）も減額されます。

## 1 補助対象病床

「病床確保料の対象となる病床等について（通知）」（令和5年9月26日 神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長）にて、**県から配分された病床確保料対象病床（下記の「段階」別に上限数を設定）**

## 2 対象期間

感染拡大期のみ限定

→ 神奈川県新型コロナウイルス入院医療機関の入院患者数により感染状況の「段階」を設定。**感染拡大期（段階Ⅰ～Ⅲ）の期間が病床確保料の対象期間となる**

### 【補助対象となる感染拡大期（段階Ⅰ～Ⅲ）とは】

段階	段階0	段階Ⅰ	段階Ⅱ	段階Ⅲ
移行基準		7波ピーク時(2064人)の 1/3在院者	7波ピーク時の 1/2在院者	7波ピーク時の 8割の在院者
県移行基準 (入院者数)	688人 未満	688人以上	1,032人以上	1,651人以上
	補助 対象外	補助対象期間		

経過措置として令和5年10月1日～10月31日は段階Ⅰの補助対象病床が病床確保料の対象になります。

## 3 補助上限額

病床確保料の補助単価(上限)について見直しが行われ、国の重点医療機関の区分が廃止された

【令和5年5月7日～9月30日】

### ■重点医療機関

病床の種別	特定機能病院等	一般の医療機関
I C U病床	218,000円/日	151,000円/日
H C U病床	106,000円/日	106,000円/日
その他病床	37,000円/日	36,000円/日

### ■その他医療機関

病床の種別	補助基準額
I C U病床	97,000円/日
重症者・中等症病床	41,000円/日
その他病床	16,000円/日

【令和5年10月1日～3月31日】

病床の種別	特定機能病院等	その他の医療機関
I C U病床	174,000円/日	121,000円/日
H C U病床	85,000円/日	85,000円/日
その他病床	30,000円/日	29,000円/日

- 休止病床の上限数(その他病床)は、即応病床1床あたり休床1床まで
- I C U・H C U病床は、即応病床1床あたり休床2床まで

## 4 その他

- 国の病床確保の考え方が9月30日をもって病棟単位から病室単位に変更され、重点医療機関の仕組みが令和5年9月30日をもって廃止されたことに伴い、補助要件「**病棟単位での病床確保(専任の看護体制の確立)**」はなくなりました。
- I C U、H C U病床以外で、構造上の理由により個室化が困難である特別な事情があり、一定の要件を満たす場合の休止病床の特例措置が廃止されました。

## 1 補助対象となる病床の考え方

### ● 病床確保料対象病床

・ 県から配分された「病床確保料対象病床」のうち、コロナ患者がいつでも入院することのできるように稼働していた「即応病床」が対象となります。

### ● 空床

・ 病床確保料の支給対象は、病床確保料対象病床が使用されず空床となった（診療報酬が支払われていない）病床です。

※入退院した日に診療報酬が支払われている場合は対象になりません。

### ● 休止病床

・ 病床確保料対象病床を確保するために、物理的に休床とした病床

・ 病床確保料対象病床を確保するために必要となった、看護師の人員確保のために休床とした病床

**※「コロナ病床（中等症Ⅱ以上の患者を含まない）」を確保するために休止した病床は補助の対象となりません。**

## 2 適用する単価（上限額）

・ ICU、HCUの空床補償の単価は厚生労働省への施設基準の届出（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（令和2年4月18日厚生労働省保健局医療課事務連絡）による簡易な報告を含む）をしている病床について、適用できます。

届出のない病床については適用できません。また、**当日の即応病床の全てについて実際にICU、HCUの看護師の配置基準を満たすことが必要**です。

・ 休床補償の単価は当該病床を休止する前の区分により適用します。（なお、ICU、HCUの単価について上記の「簡易な報告」による病床についてはICU、HCUの単価を適用できません。）

## 1 休止病床の申請について

休止病床として申請できるのは、「コロナ専用病床（病床確保料対象病床）の確保のための物理的な休止や、**看護師の人員確保のための休止**」に限られます。

⇒休止病床の補助は**病床確保料対象病床のために休止した病床に限ります。**

※**看護師が院内感染したことによる休止や、発熱患者の外来対応等のために生じた休止**については、**休止病床として申請できません**のでご注意ください。以下補助対象となる休止病床の例。

### 【補助対象となるケース】

- ★多床室（4床室）を個室として利用するため、感染管理の観点から同室内の確保病床1床以外の3床を休止した場合 ※ただし休床数の上限あり（この場合の休床上限は1床）
- ★一定のエリアをコロナ病床とした場合において、病床確保料対象病床を含むコロナ病床のイエローゾーン（個人防護具の脱着等）とするため休止した場合

### 【補助対象と考えにくいケース】

- ★病床確保料対象病床が日々移転している場合で、人員確保が理由となる休止病床
- ★病棟単位（ゾーニング）で病床の運用をするにあたって、物理的に発生した休止病床（重点医療機関制度が廃止され、国の考え方が病棟単位のゾーニングによる休床から病室単位のゾーニングへ移行したことに伴い、補助対象から外れます。）

※ **その他、やむを得ず発生した休止病床については、個別にご相談ください。**

## 2 医療従事者の処遇改善について

病床確保料の一部については、**新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して**処遇改善を行うために用いることが要件となります。交付申請時及び実績報告時に、医療従事者の処遇改善の計画及び実績の報告が必要になります。

提出いただいた報告は、厚生労働省に提出予定です。

## 3 コロナ専用病床の看護配置について

病床確保料は、**当該確保病床の運用に必要な看護師等の人員が確保できているなど、実際に入院受入体制が整っている確保病床が交付対象**となります。

また、ICU、HCU区分の空床補償については、申請する即応病床の全てで**日勤帯・夜勤帯ともに看護師の人員配置基準（ICU 1:2、HCU 1:4等）を満たしている**必要があります。

## 4 G-MISへの入力について

病床確保料の対象となる医療機関は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に病床の使用状況や受入可能病床数等の入力を行うことにより、入院受入状況等を正確に把握できるようにしなければなりません。

**日々の即応病床数、入院患者数等をG-MISに確実に入力を行うようにしてください。**

新型コロナウイルス感染症患者の院内感染が発生し、院内感染に対応するために空床や休床を確保した医療機関については、次の要件を満たす場合、県が認めた期間に限り、病床確保料の対象となります。

		令和5年10月1日～	
対象医療機関	新型コロナウイルス感染症患者の <b>受入れ実績がある医療機関</b> であって、 <b>医療機関等情報支援システム（G-MIS）</b> に入院受入状況等を <b>確実に入力</b> する医療機関		
対象期間 (指定期間)	<b>院内感染が発生した日から、最後の陽性者がコロナ療養解除となった日（上限）</b> までの期間		
対象病床	① 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が <b>退院した後に</b> 病室の閉鎖などの事情により <b>一定期間、空床にする必要がある病床</b> ② 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により <b>休止せざるを得ない病床</b> （上限：① 1床に対し1床（但し①がICU・HCU病床の場合2床）） ※①に陽性患者が入院中から算定可能とする。		
補助単価 (上限額)	特定機能病院等	その他の医療機関	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICU <b>174,000円/日</b></li> <li>・ HCU <b>85,000円/日</b></li> <li>・ 重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れられる病床 <b>30,000円/日</b></li> <li>・ その他病床（療養病床を含む） <b>16,000円/日</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICU <b>121,000円/日</b></li> <li>・ HCU <b>85,000円/日</b></li> <li>・ 重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れられる病床 <b>29,000円/日</b></li> <li>・ その他病床（療養病床を含む） <b>16,000円/日</b></li> </ul>	

※ 詳細については、次頁以降をご覧ください

## **重要** 「院内感染が発生した医療機関に対する病床確保料」の申請にあたっての注意点①

- 当該補助金を申請するには、①院内感染以外で外部からの新型コロナ患者の受入実績及び②その実績について医療機関等情報支援システムに（G-MIS）に入院受入れ状況等（院内感染により発生した患者数等）の入力をする必要があります。
- 院内感染が発生するまで新型コロナ患者の受入実績がない医療機関についても、次の条件を満たすことで補助対象となることが可能です。
  - ① 院内感染収束後は積極的に外部から新型コロナ患者を受け入れることを記載した書面（誓約書）を県と締結すること
  - ② 県への報告により「コロナ病床」を設置すること ※該当する場合は別途様式を案内
- 当該補助金における「院内感染」とは医療機関において入院している患者が**現疾患とは別に新たに新型コロナ感染症に罹患すること**を指し、感染経路や規模（人数）は限定されません。  
※院内感染で罹患したといえない入院患者の場合は、当該補助金の対象とはなりません。
- 「重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れられる病床」としての単価を適用する場合、別途確認書類の提出等を求める場合があります。

※院内感染以外で外部からの新型コロナ患者の受入実績の有無は、実績報告時にレセプトにより判断します。なお、コロナ治療のための入院である必要があります、他疾患の治療による入院でコロナ付着の場合は、対象外です。



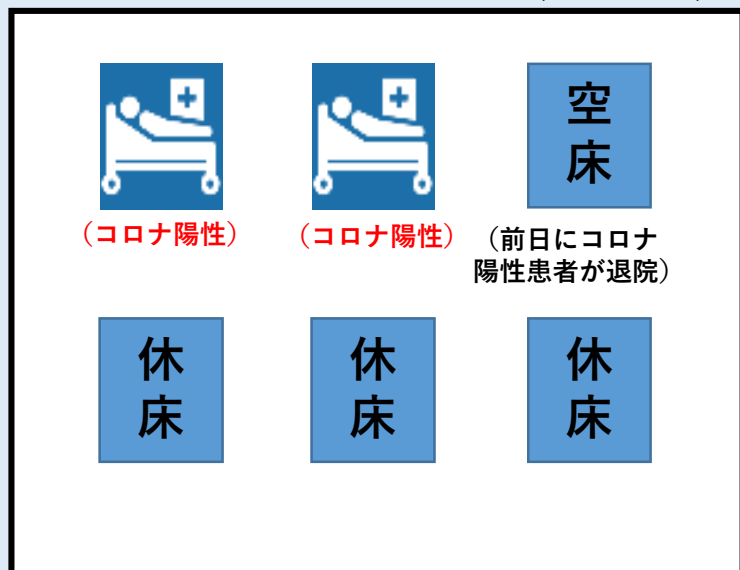
## **重要** 「院内感染が発生した医療機関に対する病床確保料」の申請にあたっての注意点②

- 対象期間である、陽性者がコロナ療養解除になった日は、基本的に陽性患者の発症から10日経過を上限とします。
- 補助対象となる病床（空床）は、院内感染により陽性患者が入院（使用）した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により、一定期間空床にする必要がある病床に限られます。  
※病室内の陽性患者が入院（使用）していない病床については、「空床」ではなく、「休床」になります。

### 【病室の閉鎖の具体例】

同部屋内に陽性患者が入院しているため、感染管理の観点から同部屋内の他の病床を使用できず、閉鎖した病室。

例：院内感染が発生した病室（6床部屋）



**(注意)**

同じ病室内に陰性患者と陽性患者が混在し入院している場合は、感染管理のための病室単位のゾーニング（病室の閉鎖）が成立しないことから原則として休床補償の対象とはなりません。

ただし、濃厚接触者になり、かつ転床先の病室がない等の理由で他の病室に転床することができなかった場合等は、補助の対象となることがあります。

⇒ 入院患者数 2、空床数 1、休床数 3

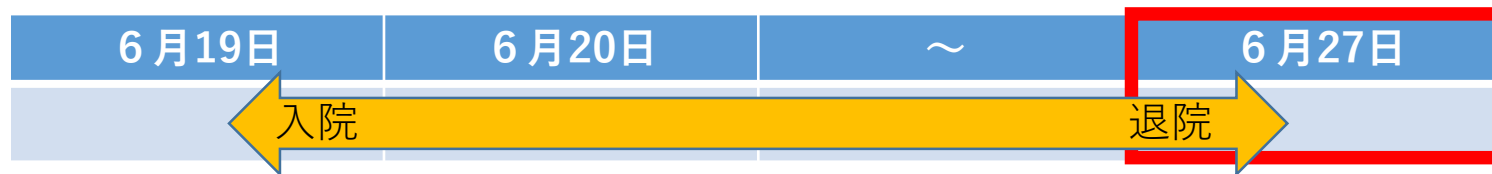
会計検査院の令和3年度決算検査報告（令和2年度決算を対象）において、病床確保料の過大交付が**不当事項として指摘**されました。

## 指摘の概要

**指摘金額 55億918万円**

### 1 空床補償の対象病床数を過大に計上したもの（9都道府県32医療機関 24億866万円）

（例）病床確保料の対象とならない患者の退院日について空床補償の対象病床としていた。



退院日は診療報酬が支払われるため、病床確保料の対象外

### 2 適用する病床区分を誤ったもの（3都県4医療機関 31億52万円）

（例）HCU病床に該当するとしていた病床について、看護師の配置状況等を確認した結果、HCUの施設基準に適合していない病床が見受けられた。

- ・ HCU病床50床を空床補償対象と報告 ⇒ 実際は16床のみが適合
- ・ HCU病床100床を空床補償対象と報告 ⇒ 実際は28床のみが適合

**うち約42億円が神奈川県**

**再発防止に向けて、交付申請や実績報告の際、上記の内容がないかよく確認した上で、ご提出をお願いします。**

- 病床確保料は四半期ごとに支払いを行います。（令和4年度から変更なし）
- 令和6年1月～3月分は、交付申請と実績報告を分けて提出していただきます。  
**令和6年4月5日（金）※消印有効 まで**に実績報告の提出を行ってください。

月	スケジュール
1月	
2月	2月16日（金） 1月～3月分交付申請提出
3月	
4月	<b>4月5日(金) 1月～3月分実績報告提出</b>
5月	

受付後に順次  
 ①審査  
 ②支払い

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも令和7年5月31日までに県に報告（補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還）してください。